



## ロ) ひっ迫する廃棄物処理問題に対応した廃棄物海面処分場の確保

最終処分場は依然ひっ迫した状況が続いているが、大都市圏を中心に内陸部での廃棄物最終処分場の確保がますます困難となっているため、跡地利用を考慮しつつ廃棄物海面処分場の整備を推進するとともに以下の取組みを行う。(東京港、広島港、那覇港等)

- ・ 地方自治体や事業主が個々に最終処分場を確保することが困難である大阪湾において、2府4県195市町村を対象とした広域廃棄物処分場の整備を推進する(大阪湾フェニックス)。
- ・ 首都圏の建設発生土の有効利用を図るため、海上輸送を用いた全国の港湾等における活用を推進する(スーパーフェニックス)。

指標: 可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入【100%(H14) 100%(H15以降毎年)】

東京湾の廃棄物海面処分場



廃棄物海面処分場とは、海面の一部を廃棄物埋立護岸で囲い、浚渫土砂や一般廃棄物、産業廃棄物等をその内側で埋立処分するための施設

## 自然再生の推進・良好な水環境の創出

### イ) 海浜・干潟等の保全・再生・創出

「21世紀『環の国』づくり会議」報告(平成13年7月)、「新・生物多様性国家戦略」の決定(平成14年3月)自然再生推進法の施行(平成15年1月)など、自然再生の推進が政府全体の方針となっている。港湾空間においても、良好な環境の形成を図るため、港湾整備により発生する良質な浚渫土砂を活用して、NPOや地域住民など多様な主体の参画を図りつつ、海浜や藻場・干潟を保全・再生・創出するほか、臨海部に大規模な森を創出するなど自然再生型事業を推進する。また地方自治体、NPO、教育機関等との連携、環境教育推進法の人材認定等事業の登録等を通じて、海辺の自然環境を活用した環境教育や自然体験活動(海辺の自然学校)の促進を図る。

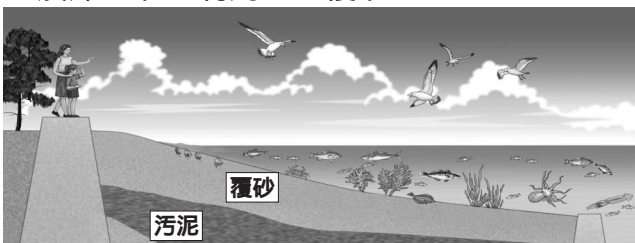
指標: 失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合【約2割(H14) 約2割(H15) 約3割(H19)】

### ロ) 閉鎖性海域における水環境の改善

閉鎖性海域等における良好な水環境への改善の必要性が高まっているため、これらの海域等において、汚泥その他公害の原因となる物質の除去、覆砂による水底の底質改善を実施するほか、環境整備船等による浮遊ゴミ・油の回収を行い、良好な海洋環境の形成を図る。また、有明海の再生の一環として、消失した干潟の再生による環境改善効果について検討する。(田子の浦港、有明海等)

指標: 湾内青潮等発生期間の短縮【H14比約5%減(H19)】

#### 浚渫土砂を利用した覆砂



浚渫土砂等で発生する良質な土砂を活用し、汚泥上へ覆砂することにより有害物質の溶出やメタンガスの発生等による海洋環境の悪化を防止。(東京湾・周防灘等)

#### 浮遊ゴミ・油の回収



環境整備船等により閉鎖性海域等で浮遊ゴミや油の回収を実施。平成15年11月、有明海・八代海域に「海輝」を配備。

## 港湾地域における排出ガス対策の推進(「みなとグリーン化プロジェクト」)

港湾荷役時のコンテナ船、タンカー等の船舶やトランスファークレーン等の各種荷役機械から発生するCO<sub>2</sub>や揮発性有機化合物等有害排出ガスの削減は、地球温暖化防止及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成16年4月、マルポール条約97年議定書の発行を見越した改正)に対応した大気汚染防止の観点から急務となっている。そのため、効率的なターミナル運営に配慮しつつ荷役時の排出ガス削減を図ることを目的として、各種排出ガスの実態調査、処理設備、支援等の検討を行う。(行政経費)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	
主 務	国土交通省
成 立 日	平成16年4月14日
改 正 概 要	船舶からのNOx、SOx、VOC等を規制することにより、大気汚染の防止を図る。
港湾に関する改正内容	揮発性有機化合物(VOC)の放出規制港湾を指定
	VOC放出規制港湾におけるVOC積み出し時のVOC処理施設の設置

### 港湾地域における排出ガス対策のイメージ

